し尿浄化槽は正しい管理を

あなたは、し尿浄化槽を正しく管理していますか？

し尿浄化槽は〝年一回の法定検査、年四回以上の保守点検、年一回以上の清掃〟を行うことが義務づけられています。

最近、し尿浄化槽の設置が急増し、その管理が法に従って正しく行われていないケースが多く、河川の水質汚染などの苦情が大へん多くなっています。

正しい管理で、河川を汚さないようにしましょう。

管理に要する費用と保守点検や清掃を行っている業者は、次のとおりとなっています。

し尿浄化槽保守点検・清掃料金表

人槽	保守点検及び薬剤費		清掃費 清掃料金	清掃費 くみ取料金
5	11,100円	保守点検 年4回（左の料金は年4回分の金額です。）	6,210円	清掃料金に下記、くみ取料金を加算する。
7	11,900		6,750	
10	13,100		8,100	
15	15,100		9,990	
20	17,100		12,020	
25	23,600	保守点検 年6回（左の料金は年6回分の金額です。）	13,910	18ℓにつき 120円（18ℓ未満は、18ℓとみなす）
30	25,600		15,930	
35	27,600		17,820	
40	29,600		19,850	
45	31,600		21,740	
50	33,600		23,760	
55	35,600		25,790	
60	37,600		27,810	
65	39,600		29,700	
70	41,600		31,730	
80	45,600		35,640	
90	49,600		39,560	
100	53,600		43,470	
120	61,600		51,570	
150	73,600		63,320	
200	93,600		82,890	
250	113,600		102,470	

付加手数料
ホースの長さが40mを超える場合は30%
60mを超える場合は50%を加算する。

固定資産課税台帳の閲覧

3月22日まで税務課で

税務課では、ただ今「昭和五十八年度の固定資産課税台帳」をお見せしています。

この機会に、大切な資産の確認をしましょう。

業者名	電話	所在地
㈱浄化槽センター 岡本 陽美	③5117	下末松三七―六
香南衛生社 弘石 茂	④2517	大埇甲三二七―四
南国清掃 武地 蒔子	0888 ㊿2432	岡豊町中島二四三
南国衛生社 佐々木早都喜	③3531	廿枝九八

大正2年2月生まれのかたへ

大正二年二月生まれのかたは、三月一日から「老人医療受給資格」ができましたので、必ず、医療保険証と印鑑を持って、市民課給付係まで手続きにおいでください。

なお、受給資格は二月一日から老人保健法が施行されたことにより、誕生月の翌月からになりましたので、お間違えなく。

【市民課給付係】

訂正します

先に、各ご家庭に送りました「五十八年度市民税・県民税申告書」の中で、配偶者控除額が二十二万二千円と書かれていますが、二十二万円の誤りでした。

【税務課市民税係】

国民年金

加入手続きはお済みですか

国民年金は、二十歳から五十九歳までのかたで、農業や漁業・商業などの自営業のかたやその家族など、職場での年金制度に加入していないかたを対象にした年金制度です。

未加入のままでいると、年を取ったり、病気やケガで障害者となったり、夫が死亡して母子世帯となったときなどに、どこからも年金がもらえず、生活の支えを失うことにもなりかねません。

また、加入の届け出が遅れますと保険料を納められない期間が生じ、老齢年金を受けるために必要な期間が足らなくなることがあります。二十歳になったときや会社などを退職したときは、すぐに加入手続きをしてください。

老後は確実にやってきます。今一度、あなたの年金をお確かめください。

減額は一生涯続く

「国民年金の繰り上げ請求

国民年金の老齢年金と通算老齢年金の支給開始は、六十五歳からです。しかし、年金を受ける要件を満たしていれば、六十歳から六十四歳までの間なら、希望するときに繰り上げて年金を受けることができます。

ただし、その年金額は、次のように請求時の年齢によって、六十五歳で受ける年金額の四二％から一一％減額されます。

〈減額率〉……六十歳＝四二％、六十一歳＝三五％、六十二歳＝二八％、六十三歳＝二〇％、六十四歳＝一一％

なお、いったん年金の繰り上げ支給を受けると、一生涯減額された年金を受けることになり、将来、これを取り消すことはできません。

繰り上げ支給を受けているかたの中には、周囲の人が受けているからとか、早く受けた方が得ではないか、といった安易な気持ちで請求をして、後悔している人が見受けられます。

しかし、繰り上げ支給を受けると、後でどうすることもできません。ですから、平均寿命が伸びている現在、長くなった老後をより豊かに過ごすためにも、年金の繰り上げ請求は、健康状態や収入のことなど慎重にお考えのうえ、手続きをしてください。

※加入手続きなど、年金について詳しいことは市民課年金係（☎③2111内線137）まで。

受講生を募集

中央公民館の教室・サークル

市立中央公民館では、五十八年度の教室・サークルの受講生を募集します。

入会希望者は、市立中央公民館（大埇甲二一二五）へハガキで申し込んでください。希望教室名、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のこと。

※くわしいことのおたずねは、市立中央公民館（☎④3498）までどうぞ。

《陶芸教室》
日時・ 毎週木曜日
午後七時―九時
講師・ 潮田文明氏

《ヨーガ教室》
日時・ 毎週月曜日
午後七時―九時
講師・ 窪田富子氏
開講日・ 四月第一月曜日
※体操のできる服装、バスタオル持参

《茶道（裏千家）サークル》
日時・ 第一・第三水曜日
午後六時半―九時
講師・ 松木末亀氏
場所・ 後免町公民館

《盆栽教室》
日時・ 第一、第三日曜日
午前十時―十二時
講師・ 山本好和氏
開講日・ 四月第一日曜日
定員・ 四十人

《喜多流謡曲サークル》
日時・ 第一・第二・第三木曜日
午後七時―九時
教士・ 野村幸太郎氏
会費・ 一ヵ月三千円
代表者・ 森武司さん☎④3519

《市民句会サークル》
日時・ 第二火曜日
午後六時半―九時
講師・ 森武司氏
世話人・ 井上真実さん（市役所内、☎③2111内線221）

《詩舞サークル》
日時・ 毎週金曜日
午後七時―九時
講師・ 井上笑子氏☎④4721

開講日・ 四月第一木曜日
※材料費、電気料実費負担